

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より、当市税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書は令和4年度の個人市・県民税課税の基礎資料となりますので、期限までにご提出をお願いします。

●提出期限

令和4年1月31日(月)必着



●特別徴収の完全実施について

富山県内の市町村では、原則としてすべての事業者が特別徴収義務者に指定されます。引き続きご理解とご協力をお願いします。

●注意事項

- 令和4年1月1日現在魚津市在住の方で、令和3年中に給与の支払いを受けた全ての方（中途退職者・アルバイトを含む。）について、ご提出ください。
- 給与支払報告書を提出する際は、原則として魚津市から送付された総括表を使用してください。他の様式の総括表で提出する場合には、総括表右上の指定番号欄に魚津市での指定番号を記入し、魚津市から送付された総括表を同封してください。
また、給与支払者の法人番号（個人事業主は個人番号）も必ず記入してください。
※提出する際に、ホッチキスやのり付け等はしないようお願いします。
- 外国人の雇用について、租税条約に該当する場合、給与支払報告書と併せて税務署に提出された届出書の写しを市役所にも提出してください。提出がない場合、市民税・県民税の免除が受けられませんので、ご注意ください。また、令和3年中に租税条約該当期間が終了した場合、給与支払報告書の摘要欄に租税条約該当期間分の内訳を必ず記載し、提出してください。

※令和3年度市民税・県民税を特別徴収されている外国人の方で、退職して出国される場合は、納税管理人を定める承認申請書を提出していただく必要があります。
退職される前に税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ・提出先】

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所税務課住民税係⑭番窓口 TEL 0765-23-1009

今年の給与支払報告書記入のポイント！



1. 給与支払報告書は機械で読み取ります。個人番号、氏名フリガナ、生年月日は必ず記入し、ホッチキスやのり付け等はしないでください。また、氏名フリガナの欄は、姓と名の間を1文字分空けて記入してください。
2. 控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む）がある場合は、氏名フリガナと個人番号を必ず記入してください。また、非同居の場合は、居住市町村名を氏名の右隣、または摘要欄に必ず記入してください。
※住民税の非課税基準や児童手当、保育料等の算定に影響がありますので、記入漏れのないようお願いします。
3. 社会保険料控除について、公的年金から天引きされている保険料等は、年金所得から控除されるため給与支払報告書に記載する必要はありません。なお、含めて記入した場合、二重の控除となることを防ぐため摘要欄に必ずその旨を記入してください。
4. 住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入してください。（控除区分等については、別紙「給与支払報告書（個人明細書）記載要領」をご確認ください。）
※特定取得である旨が書かれていない場合、住民税において正しく税額控除の適用を受けられないことがあります。
5. 中途退職者の給与支払報告書には、退職年月日を記入してください。また、中途就職者で、前職分を含めて年末調整をされた場合は、摘要欄に前職分の会社名、給与等の金額を必ず記入してください。
※未記入の場合、前職分給与と二重に課税されてしまう恐れがあります。
6. 現在特別徴収を行っており、1月以降に退職を予定している従業員がいる場合には、給与所得者異動届もお忘れなくご提出ください。その際、残りの住民税額については一括徴収が義務づけられておりますので、ご協力をお願いします。
7. 普通徴収（従業員が納付書等で納付）とする場合は、普通徴収切替理由 A~E のうち、該当する符号（普 E など）を摘要欄に記入し、必要事項を記入した普通徴収切替理由書を必ず提出してください。普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、原則として特別徴収となります。

※このほか、記入方法の詳細については、同封しております「給与支払報告書（個人明細書）記載要領」をご確認ください。

※対象者がいない場合、お送りした書類は破棄していただいて構いません。

（令和4年1月1日現在魚津市在住で、令和3年1月～12月の間に給与支払があった方が対象）